

三階教新出資料P2849について

——信行禪師撰『受八戒法』を中心として——

西 本 照 真

一 はじめに

ペリオ蒐集の敦煌写本P2849は、⁽¹⁾矢吹慶輝氏などによって紹介されていない三階教写本である。この写本は、全体が七世紀から八世紀ではないかと推定される。一行の文字数はおよそ十七文字から十九文字であり、冒頭の一部が破爛している以外はほぼ完結し、首題、尾題ともに備わっている。三階教の思想と実践を知る上で極めて貴重な資料であるといえる。P2849は次の三つの文献から構成されている。

第一文献 第一行～第二七六行 『制法』一卷

第二文献 第二七八行～第三四〇行 乞食法の抄出

第三文献 第三四一行～第四四七行 信行撰『受八戒法』

これら三文献は内容的にはそれぞれ独立した文献であり、筆写した人が同一の卷子にまとめて筆写したものである。三文

献の概要、翻刻、さらに三階教の教団規律である第一文献『制法』一卷の文献的性格などに関しては、別稿においてすでに論じたので、⁽²⁾本稿では第三文献『受八戒法』について考察を加え、その文献的性格を明らかにしたいと考える。

二 『受八戒法』の構成

『受八戒法』は、「受八戒法 信行禪師撰」と首題にあり、尾題には「受戒法一卷」とある。全体は、序、礼仏、懺悔、三帰、八戒、発願の六門から成り立っている。⁽³⁾

まず、八戒の内容を検討すると、「仏子、如諸仏尽形受不殺生、仏子等一日一夜不殺生、是優婆塞優婆夷戒、能持不

受戒人答言、能持」という形式に従って、①不殺生、②不偷盗、③不淫欲、④不妄語、⑤不飲酒、⑥不着香燻衣華鬘及香油塗身、⑦不歌舞唱伎及往觀聽、⑧不坐臥高广大牀、⑨不過中食の九つの戒が同列に挙げられている。このように九つの

戒を同列に位置づけて八戒とする形式は、受八戒法としては特種な形式である。敦煌出土の受八戒に関する写本二十数本のうち、九つの戒を並列しているのは『受八戒法』だけである。他の受八戒文では、⑥と⑦または⑦と⑧を一つとして八戒とする場合が多い。一方、活字化されている翻訳経論や中国撰述の論書などの八戒に関する記述を見ると、『十誦羯磨比丘要用』『受八戒文』(僧璩撰、五世紀前半、大正三三、四九六中)では九つを並列しているが順序は異なっている。『大智度論』卷十三(大正二五、一五九中下)では⑧までの八つを八戒と規定した上で、さらに不過中食を別説しており、やはり八戒の順序は異なっている。その他、一々広説しないが、『受八戒法』と同時期、もしくはそれ以前の八戒に関する記述で、『受八戒法』と同じ順序で九つの戒を並列しているものは、管見する限り見当らない。したがって現段階では、『受八戒法』で授けられる八戒がいかなる系統の影響下で成立したものかは特定できない。あるいは、『沙弥十戒法并威儀』(東晉、大正二四、九二六中)や道宣集『四部律刪補隨機羯磨』卷上(大正四〇、四九六下)などに説かれる沙弥の十戒の第九までの戒とは順序も一致することから、沙弥の十戒法から八戒を取り出したという可能性も考えられる。

次に、構成上の特徴として、『十誦羯磨比丘要用』や『大智度論』などの順序は三帰、懺悔であるのに対して、順序が

入れ代わり懺悔、三帰となっている点が挙げられる。これは、三帰を戒と捉え、三帰戒、八戒を連続した受戒形式として重視したためであろう。P2849より早い時代の敦煌写本は、S4494の『受八関斎文』(五四五年筆写)ただ一本であると思われるが、その写本では三帰、懺悔、八戒、発願という極めて素朴な形式を示し、順序は三帰、懺悔のままである。その他の写本は八世紀以降のものとして推定されるが、すべて懺悔、三帰の順になっている。したがって、P2849は懺悔、三帰の順の受八戒文としては早い時期のものであるといえる。ただ、受菩薩戒文などにおいては後代でも三帰、懺悔の順序を保っている中で、何故、受八戒文のみが順序を入れ替えた形で継承されることになったのか、明らかではない。

構成上の第二の特徴は、礼仏が置かれている点である。懺悔、三帰の順にすれば、儀式を懺悔から始めるのは適當でないから、本来の三帰に代わる何らかの儀式が必要になってくる。他の写本では、懺悔の前には啓請、すなわち受戒の証明者として諸仏賢聖を道場に招く儀式がなされる場合が多いが、この『受八戒文』では純粹に礼仏としてなされている点に特徴がある。その礼仏の箇所では、それぞれの仏名の前に「敬礼」の文字を加え、①東方須弥燈光明如来十方仏等一切諸仏、②毘婆尸如来過去七仏等一切諸仏、③普光如来五十三仏等一切諸仏、④東方善徳如来十方仏等一切諸仏、⑤拘那含

如来賢劫千仏等一切諸仏、⑥釈迦牟尼如来三十五仏等一切諸仏、⑦阿闍如来十方無量仏等一切諸仏、⑧宝集如来二十五仏等一切諸仏、⑨過現未来十方三世一切諸仏の九種類の仏名を挙げてゐる。これらの仏名は、三階教文献『七階仏名経』に記される仏名にすべて基づくものである。S59(『三階教之研究』(以下『研究』)別篇一七九)を初めとして、『七階仏名経』では①から⑧までの八種の仏名については、五十三仏、三十五仏、二十五仏の一々の仏名を挙げつつも他の種類の仏名の混入はなく『受八戒法』と同じ順序で列挙されている。⁽⁷⁾⑧と⑨の間には、六十三文字と三十六文字の長い仏名が挙げられているが、この『受八戒法』では省略されている。また、S236の『礼懺文』のように、①から⑧までが連写されている場合もある。他の仏名が混入せず、しかも『七階仏名経』と同じ順序で掲げられていることが、『受八戒法』が三階教の受八戒文であることの有力な根拠になっていると考へる。また、懺悔の前に礼仏が置かれてゐるのは、単に構成上の特徴であるだけでなく、普敬思想の具体化として一切仏に帰依し礼拝することが特別な意味を持っていたという点からも注目すべきである。

三 懺悔法の検討

礼仏の箇所以外で、三階教文献としての特徴が見出せるの

は、懺悔の箇所である。やや長文にわたるが、以下に懺悔の箇所を引用しておきたい。

壽命懺悔。

①十方三世諸仏、当証知、弟子某甲等、從無始身已來及以今身⁽¹⁾未來際、所作一切罪、若自作、若教他作、見作隨喜、如是等一切罪、今於十方諸仏前十二部經前諸大菩薩前一切賢聖前天竜八部前現在大衆前、發露懺悔、永斷相統、願罪障消滅、低頭礼三宝。

②十方三世諸仏、当証知、弟子某甲等、從無始身已來及以今身⁽²⁾未來際、或取⁽³⁾仏物不憶數、或取塔物不憶數、或取法物不憶數、或取常住僧物不憶數、或取現前僧物不憶數、或取招提僧物不憶數、或取一比丘物不憶數、或破塔壞寺不憶數、或說⁽⁴⁾三宝三乘長短不憶數、或打罵繫縛出家人不憶數、或遣出家人還俗不憶數、或食用衆僧飲食財物不憶數、或將衆僧飲食財物与俗人不憶數、如是等三宝辺所作一切罪、若自作、若教他作、見作隨喜、今於十方諸仏前十二部經前諸大菩薩前一切賢聖前天竜八部前現在大衆前、發露懺悔、永斷相統、願罪障消滅、低頭礼三宝。

③十方三世諸仏、当証知、弟子某甲等、從無始身已來及以今身⁽⁵⁾未來際、或殺父不憶數、或殺母不憶數、或殺真人羅漢不憶數、或破和合僧不憶數、或惡心出仏身血不憶數、如是等一切五逆罪、若自作、若教他作、見作隨喜、今於十方諸仏前十二部經前諸大菩薩前一切賢聖前天竜八部前現在大衆前、發露懺悔、永斷相統、願罪障消滅、低頭礼三宝。

④十方三世諸仏、当証知、弟子某甲等、從無始身已來及以今身尽
未來際、或殺生不憶數、或偷盜不憶數、或邪婬不憶數、或妄語
不憶數、或兩舌不憶數、或惡口不憶數、或誑語不憶數、或邪貪
不憶數、或邪瞋不憶數、或邪癡不憶、或飲酒食肉不憶數、或破
齋夜食不憶數、或食五辛葱蒜不憶數、或不孝父母不憶數、或不
敬三尊不憶數、或狂与他作呪誓不憶數、如是十惡一切罪等、若
自作、若教他作、見作隨喜、今於十方諸仏前十二部經前諸大善
薩前一切賢聖前天竜八部前現在大衆前、發露懺悔、永斷相統、
願罪障消滅、低頭礼三宝。

⑤十方三世諸仏、当証知、弟子某甲等、從無始身已來及以今身尽
未來際、或破三掃戒不憶數、或破五戒不憶數、或破十戒不憶
數、或破廿四戒不憶數、或破二百五十戒不憶數、或破五百戒不
憶數、或破三千威儀戒不憶數、或破菩薩三聚淨戒不憶數、如是
等破戒一切罪、若自作、若教他作、見作隨喜、今於十方諸仏前
十二部經前諸大善薩前一切賢聖前天竜八部前現在大衆前、發露
懺悔、永斷相統、願罪障消滅、低頭礼三宝。

⑥十方三世諸仏、当証知、弟子某甲等、從無始身已來及以今身尽
未來際、所作罪障、或有覆藏、或不覆藏、応墮地獄餓鬼畜生諸
余惡趣辺地下賤及弥戾車、如是等処所作罪障、今皆懺悔、低頭
礼三宝。

⑦十方三世諸仏、当証知、弟子某甲等、若我此生、若於余生、曾
行布施、或守淨戒、乃至施与畜生一揣之食、或修淨行、所有善
根成就衆生、所有善根修行善提、所有善根及無上智、所有善根

一切合集計校籌量、悉皆迴向阿耨多羅三藐三菩提。如過去未來
現在諸仏所作迴向我亦如是迴向、低頭礼三宝。衆罪皆懺悔、諸
福尽隨喜及請仏功德、願成無上智、去來現在仏於衆生最勝無量
功德海歸依合掌礼。懺悔訖。

この中で、三階教に關係がありそうな内容としてまず目に付
くのは、②の傍線部(三)の「或打罵繫縛出家人不憶數、或
遣出家人還俗不憶數」という箇所である。たとえば、本邦本
『三階仏法』巻一では、出家人の賞罰を次のように定めてい
る(『研究』別篇二七九)。

第一階 第二階 第三階

得驅破戒比丘還俗 不得驅出家人還俗
得打道俗 不得打出家人
得殺修道人 不得殺出家人

これによると第二階と第三階の分岐点は出家人を還俗させる
ことを認めるかどうかにあることがわかる。したがって、傍
線部(三)の懺悔は、まさに第三階の賞罰観に則った懺悔で
あるといえる。そこで、第三階の出家人に対する賞罰観の教
証となった經典を検討してみると、『大集月藏分經』や『十
輪經』などとともに、『大薩遮尼乾子所説經』巻四が有力な
教証とされていることがわかる(『研究』別篇二七七)。その箇
所を引くと以下の通りである。

王言。大師。何者根本罪。答言。大王。有五種罪、名為根本。何

等為五。一者破壞塔寺梵燒經像、或取仏物法器僧物、若教人作見作助喜、是名第一根本重罪。若謗声聞辟支仏法及大乘法、毀骨留難隱蔽覆藏、是名第二根本重罪。若有沙門信心出家、剃除鬚髮身著染衣、或有持戒或不持戒、繫閉牢獄枷鎖打縛、策役驅使責諸齋調、或脫袈裟逼令還俗、或斷其命、是名第三根本重罪。於五逆中若作一業、是名第四根本重罪。謗無一切善惡業報、長夜常行十不善業、不畏後世、自作教人堅住不捨、是名第五根本重罪。(大正九、三三六中)

これによると、五種の根本重罪を説き、その第三根本重罪の箇所で還俗させることの罪を挙げていことがわかる。さらに、この引用全文体の内容を検討してみると、第一根本重罪は三宝に対する物理的な攻撃、第二根本重罪は三乗に対する思想的攻撃、第三根本重罪は出家者に対する物理的攻撃、第四根本重罪は五逆罪、第五根本重罪は十不善業を中心とした罪であり、それを懺悔の内容と比較してみると、第一重罪から第五重罪までの内容が懺悔の(一)から(五)の傍線部の内容とほぼ対応していることがわかる。したがって、①の総懺悔をうけた②から④までの懺悔文は『薩遮尼乾子經』に基づいて作成されたのではないかと考えられる。三階教文献における『薩遮尼乾子經』の引用回数、本邦本『三階仏法』では第五番目に多く、その巻一には五種の根本重罪の箇所も引用されている(『研究』別篇二七七)。この經典の内容と懺悔

文との内容的な一致は偶然とはいえないように思う。続く⑤は破戒に関する懺悔であり、特に三階教文献としての顕著な特徴は見出せないが、次の⑥と⑦は、三階教の文献としての特徴をはっきりと打ち出している。この二つは、具体的な懺悔の懺悔ではなく、最後において総懺悔をおこなうという意味を持っているのであろうが、傍線部(六)と(七)は礼仏の箇所でも触れた『七階仏名經』の文章とほぼ一致するのである。したがって、この箇所も『七階仏名經』の懺悔文からの転用であるといえる。

四 結び

新出資料P2849の第三文献、信行禪師撰『受八戒法』に関する検討の結果をまとめると以下の通りである。

①八戒は、実際には九つの戒が並列して授けられている。

『受八戒法』以前の八戒に関する経論の記述で、内容、順序が一致するものは見出し得ていない。ただし、『沙弥十戒法并威儀』などの十戒法の第九戒までとは、一日一夜と尺形寿の違ひはあるが、内容、順序は一致する。

②受八戒に関する二十数本の敦煌写本の中では、S4494(五四五年筆写)の次に古い受八戒文ではないかと推定する。構成が懺悔、三帰、八戒の順になっている受八戒文としては最も早い時期のものであり、これ以降の写本はすべてこ

の順になっている。受苦薩戒文では、後代に至るまで三帰、懺悔の順になっているのと対照的である。

③ 礼仏における仏名は、すべて三階教文献である『七階仏名経』に基づいている。また、懺悔の最後の総懺悔の文章も『七階仏名経』の懺悔文からの転用である。

④ 個別の懺悔をする箇所の内容は、三階教が第三階の教証として重視する『薩遮尼乾子経』の五種の根本重罪をベースにして構成されたのではないかと推測される。

第一文献のように明確な三階教文献とともに筆写されている点、表題に信行禅師撰とある点、およびまとめの③や④などの点から、第三文献『受八戒法』が三階教の受八戒に関する文献であることは確定しえたと考ええる。

そもそも、八斎戒という儀式形態は、在家者の五戒と出家者の十戒その他との間に位置づけられるものであり、世俗に生活する者が聖なる領域に帰入し聖なる生活を一時的に体験しうる機能を備えている。在家者にとって、聖なる領域に参加したいという願いと一時的でなければならぬという限定を同時に満たすものであるといえる。その意味で、『受八戒法』は、熱心な在俗信徒を擁したであろう三階教の在家者の実践を考える上で貴重な資料であるといえる。

1 『敦煌宝蔵』第一二四、四六六下、四七六下。

2 拙稿①『三階教新出資料 P 2 8 4 9 の基礎的研究』(『南都仏

教』七二、東大寺南都仏教研究会、一九九五年十二月(予)および、その続編である②『三階教の教団規律について——「制法」——巻の研究——』(『インド哲学仏教学研究』3、東京大学文学部インド哲学仏教学研究室、一九九五年十月)参照。

3 前掲論文①の翻刻参照。

4 里道徳雄「敦煌文献にみられる八関齋関係文書について」(『東洋大学大学院紀要』(文学研究科)第十九、七七〜九六、一九八三年)参照。

5 S 4 4 6 4 (八世紀写本)のように不遇中食にはまったく触れず、それ以外の八つを八戒とするものもある。

6 『七階仏名経』に関しては、矢吹慶輝『三階教之研究』、五一以下、廣川堯敏「敦煌出土七階仏名経について——三階教と浄土教との交渉——」(『宗教研究』二五一)参照。

7 仏名の「毘婆尸」を「毘婆施」に、「拘那含」を「拘那提」に、「宝集」を「保集」に作る写本もある。

8 里道前掲論文の、「諸尊への敬礼文は左記の如くであり、矢吹慶輝博士『三階教の研究』中の七階礼懺中にあげてある諸尊名とも一致しない。(中略)敬礼東方須弥灯光如来十方仏等一切諸仏、以下第三の敬礼普光如来五十三仏等一切諸仏は他の文献中のどこにも見出せず、第七敬礼阿閼如来十方無量仏等一切諸仏以下第九の敬礼過現未来十方三世一切諸仏迄も、この様な型でまとめられたものとして三階教関係資料に他をみない。」(ママ)(八三三)の箇所は、筆者とは認識を異にする。

9 この懺悔文はもともと、『決定毘尼経』(大正一一、三九上)において、三十五仏名に続く箇所所述べられるものであり、『七階仏名経』が三十五仏名とこの懺悔文を引用したのである。(本稿は、平成七年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。)

〈キーワード〉 三階教、敦煌写本、P 2 8 4 9、八戒

(日本学術振興会特別研究員)